## 改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について

- 改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。
  - 【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
  - 【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
    - ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合については、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違 反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限って、罰則(過料)を適用する。

## <義務違反時の対応>

